

資料 2

議案第 2 号

令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る 交通計画の変更について

変更概要

【変更日】

令和 6 年 1 月 1 日

【変更理由】

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の運送予定者のうち 1 者が、令和 5 年 12 月 31 日をもって廃業となることから運送予定者数に変更が生じるため。

- ・ 令和 5 年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで：5 者
- ・ 令和 6 年 1 月 1 日から 9 月 30 日まで：4 者

【提出書類】

次ページ以降参照

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 常総市公共交通活性化協議会
住 所 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
代表者氏名 会長 鈴木 勉

地域公共交通計画変更届出書

令和 5 年 9 月 2 6 日付け国総地第 8 3 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 6 年 1 月 1 日
- 変更箇所
地域公共交通計画別紙 表 1
時刻表・運行日数
- 変更理由
地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の運送予定者のうち 1 者が、令和 5 年 1 2 月 3 1 日をもって廃業となることから運送予定者数に変更が生じるため。
令和 5 年 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで : 5 者
令和 6 年 1 月 1 日から 9 月 3 0 日まで : 4 者

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和5年 月 日

(名称) 常総市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当市は路線バスや鉄道が運行していない地域が広いので、市内の病院や商業施設などへの行き来が難しい。そこで、市全域に公平な移動手段を確保し、自宅玄関から目的地までドアトゥドアで送迎するサービスを実現するため、「予約型乗合交通ふれあい号」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり平均利用者数：71人 ・収支率：11.0%以上 ・利用者1人あたり市負担額：1,967円以下 ※常総市地域公共交通計画 p86 参照
(2) 事業の効果
低料金で安全・安心な「予約型乗合交通ふれあい号」を運行することにより、公共交通を利用しにくい地域の市民や車を運転できない市民の移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙やHP、パンフレットを活用した利用促進を実施する(市) ※常総市地域公共交通計画 P77, 81 参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約型乗合交通ふれあい号について、その運行に係る費用総額39,576,000円のうち、常総市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
目標のそれぞれについて、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年6月22日（第1回）

- ・ 令和4年度事業報告について
- ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について
- ・ 令和4年度歳入歳出決算について
- ・ 令和5年度事業計画（案）について
- ・ 令和5年度歳入歳出予算（案）について
- ・ 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域公共交通計画による認定申請について

…議事についてはすべて承認された

令和5年11月2日（第2回）

- ・ 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について

…議事についてはすべて承認された

19. 利用者等の意見の反映状況

・ 常総市公共交通活性化協議会に利用者代表や交通事業者など、地域の様々な立場の方々に参加いただいている。

- ・ 利用券の車内販売

実施日：平成30年1月4日～

改善状況：アンケート以外でも要望が多かったため、運行事業者と調整し、車内での利用券販売を開始した。

- ・ 「予約型乗合交通ふれあい号」利用者アンケート（満足度調査）の実施

実施日：平成30年9月21日～平成30年10月19日

回収率：65.69%（293/446票）

改善状況：6項目（予約受付期間、予約センター、ドライバー、運行時間、運行曜日、車内販売）の満足度を5段階でアンケートしたところ、運行曜日についての満足度がやや低めだったが、おおむね満足との評価をいただいた。皆さまのご意見を参考に、今後のサービス向上に努めていく。

- ・ 使用車両の全車セダン化

実施日：令和元年10月1日～

改善状況：平成30年実施の利用者アンケートにより、ワゴンタイプは乗降がしづらいとの意見が多かったため、運行事業者と調整し使用車両を全車セダンタイプとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3(所属) 常総市 都市建設部 都市計画課(氏名) 佐賀 直人(電話) 0297-23-2111 (内線 2732)(e-mail) mobility@city.joso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統 (別表7・別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
茨城県 常総市	関鉄タクシー(株)	(1) デマンド交通	市内全域			往 km	239日	1,912回			区域運行	①	水海道駅及び石下 駅にて関東鉄道常 総線と接続。 水海道駅バス停に て地域間幹線系統 関東鉄道水海道駅 ～土浦駅西口線と 接続。 きぬの里バス停に て地域間幹線系統 関東鉄道岩井BT ～守谷駅西口線と 接続。	③
	復 km													
	松並タクシー(有)	(2) デマンド交通				往 km	239日	1,912回			区域運行	①		③
	復 km													
	(有)三妻タクシー	(3) デマンド交通				往 km	239日	1,912回			区域運行	①		③
復 km														
水海道ハイヤー(有)	(4) デマンド交通	往 km	239日	1,912回			区域運行	①	③					
復 km														
石塚タクシー(有)	(5) デマンド交通	往 km	61日	488回			区域運行	①	③					
			復 km											

変更後

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系 (別表7・別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
茨城県 常総市	関鉄タクシー(株)	(1) デマンド交通	市内全域			往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	水海道駅及び石下 駅にて関東鉄道常 総線と接続。	③
	松並タクシー(有)	(2) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	水海道駅バス停に て地域間幹線系統	③
	(有)三妻タクシー	(3) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	関東鉄道水海道駅 ～土浦駅西口線と 接続。	③
	水海道ハイヤー(有)	(4) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	きぬの里バス停に て地域間幹線系統	③
	石塚タクシー(有)	(5) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	関東鉄道岩井BT ～守谷駅西口線と 接続。	③

変更前

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行時刻表

変更後

全日運行5台 (R5. 10. 1~R5. 12. 31)

No.	時刻 会社	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	計
		1	関鉄	○	○	○	休憩	○	○	○	
2	松並	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
3	三妻	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
4	水海道	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
5	石塚	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
計		5	5	5	4	3	3	5	5	5	40

※休憩時間はローテーション

全日運行4台 (R6. 1. 1~R6. 9. 30)

No.	時刻 会社	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	計
		1	関鉄	○	○	○	休憩	○	○	○	
2	松並	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
3	三妻	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
4	水海道	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
計		4	4	4	3	2	3	4	4	4	32

※休憩時間はローテーション

R6年度フィーダー期間 (R5. 10. 1~R6. 9. 30) 計画運行日数

月	R5. 10	R5. 11	R5. 12	R6. 1	R6. 2	R6. 3	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	計
月別運行回数	21	20	20	19	19	20	21	21	20	22	17	19	239

※土日祝日及び8/13~8/16, 12/29~1/3は運休

R6年度フィーダー期間 (R5. 10. 1~R6. 9. 30) 1台当たり計画運行回数

No. 1~4 (関鉄・松並・三妻・水海道)

$$8\text{回/日} \times 239\text{日/年} = 1,912\text{回/年}$$

No. 5 (石塚)

$$8\text{回/日} \times 61\text{日/年} = 488\text{回/年}$$

運行時刻表

変更前

全日運行5台

No.	時刻 会社	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	計
		1	関鉄	○	○	○	休憩	○	○	○	
2	松並	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
3	三妻	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
4	水海道	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
5	石塚	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
計		5	5	5	4	3	3	5	5	5	40

※休憩時間はローテーション

R6年度フィーダー期間（R5. 10. 1～R6. 9. 30）計画運行日数

月	R5. 10	R5. 11	R5. 12	R6. 1	R6. 2	R6. 3	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	計
月別運行回数	21	20	20	19	19	20	21	21	20	22	17	19	239

※土日祝日及び8/13～8/16, 12/29～1/3は運休

R6年度フィーダー期間（R5. 10. 1～R6. 9. 30）1台当たり計画運行回数

$$8\text{回/日} \times 239\text{日/年} = 1,912\text{回/年}$$